特定非営利活動法人　Ｌｉｏｎ　ｎｅｔｗｏｒｋｓ　定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人Ｌｉｏｎ　ｎｅｔｗｏｒｋｓと称する。

（事務所）
第２条　この法人は、事務所を群馬県伊勢崎市西久保町二丁目１５６番地３に置く。

（目的）
第３条　この法人は、スポーツの普及と発展、児童の運動能力向上を目指し、その目的の為のスポーツイベントの実施、スポーツ施設の整備と管理などを行い、スポーツを通じて児童の心身の健全な発育を助けるとともに、地域の中でアスリート育成、競技人口の増加を目標とする。また、地域住民同士や児童を対象に、農業や畜産、他各種職業体験などを積極的に行う事で、集団行動や社会活動の学習に努め、健康・社会利益の増進に寄与するとともに、障がい者や外国人等の就労機会の創出・雇用機会の拡充を支援し、地域社会における就労および社会参加の促進に寄与する事を目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
（１）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
（２）子どもの健全育成を図る活動
（３）社会教育の推進を図る活動
（４）保健、医療又は福祉の増進を図る活動
（５）まちづくりの推進を図る活動
（６）農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
（７）職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

（事業）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）特定非営利活動に係る事業
①　児童へのスポーツ普及事業
②　児童の運動能力向上事業
③　スポーツを通じた集団行動や思いやりを学ぶ事業
④　地域住民との交流で学ぶ職業体験事業
⑤　スポーツ教室事業
⑥　農産物の生産、加工、販売事業
⑦　その他、この法人の目的を達成する為に必要な事業
（２）その他の事業
①　障がい者や外国人等の就労機会の創出・雇用促進を目的としたリネンサプライおよびクリーニング・コインランドリー事業とそれに伴う納品出荷業務
２　その他の事業から生じた利益は、特定非営利活動に係わる事業のために使用するものとする。

第２章　会員

（種別）
第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
（１）　正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人

（2）　賛助会員　　この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

（入会）
第７条　会員の入会については、次に掲げる条件を備えなければならない。
この法人の目的に賛同し、事業に協力できるものであること。
2　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書を法人に提出するものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）
第８条　年会費の額は理事会で協議し、総会において定めるものとする。

（会員の資格喪失）
第９条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（1）退会したとき。
（2）本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
（3）会費を１年以上滞納したとき。
（4）除名されたとき。

（退会）
第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第 11 条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
（1）この法人の定款、規則等に違反したとき。
（2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）
第 12 条　既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第３章　役員及び職員等

（種類及び定数）
第 13 条　この法人に次の役員を置く。
（1）理事　　４人以上
（2）監事　　１人以上
2　理事のうち、１人を理事長、３人を副理事長とする。

（選任等）
第 14 条　理事は理事会において選任し、総会にて報告する。
2　監事は総会において選任する。理事長及び副理事長は理事の互選とする。
3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を統轄する。
2　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5　監事は、次に掲げる職務を行う。
（1）理事の業務執行状況を監査すること。
（2）この法人の財産の状況を監査すること。
（3）前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（4）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
（5）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

（任期）
第16条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2　補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第17条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第18条　役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会出席者、監事は総会出席者の総数2分の1以上の議決により当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。
（1）　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
（2）　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（報酬等）
第19条　役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）
第20条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。
2　職員は、理事長が任免する。

第4章　総会

（種別）
第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構成）

第 22 条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第 23 条　総会は、以下の事項について議決する。
（１）　定款の変更
（２）　解散
（３）　合併
（４）　事業計画及び活動予算
（５）　事業報告及び活動決算
（６）　監事の選任又は解任
（７）　その他運営に関する重要事項

（開催）
第 24 条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
（１）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
（２）正会員総数の３分の１以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
（３）第 15 条第５項第４号の規定により、監事が招集するとき。

（招集）
第 25 条　総会は、第 24 条第２項第３号の場合を除き理事長が招集する。
２　理事長は、第 24 条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から起算して１０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の７日前までに通知しなければならない。

（議長）
第 26 条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第 27 条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第 28 条　総会における議決事項は、第 25 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の２分の１以上の同意があった場合は、この限りではない。
２　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（社員の表決権等）
第 29 条　各正会員の表決権は、平等とする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第２項、第 30 条第１項第２号、第 52 条及び第 54 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）　日時及び場所
（2）　正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
（3）　審議事項
（4）　議事の経過の概要及び議決の結果
（5）　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第５章　理事会

（構成）
第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第32条　理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
（1）　総会に付議すべき事項
（2）　総会の議決した事項の執行に関する事項
（3）　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第33条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
（1）　理事長が必要と認めたとき。
（2）　理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
（3）　第15条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第34条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときには、その日から起算して７日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の７日前までに通知しなければならない。

（議長）
第35条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）
第36条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第37条　理事会における議決事項は、第34条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事の表決権等）
第38条　各理事の表決権は、平等とする。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された

事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、第36条、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第39条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）日時及び場所
（2）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
（3）審議事項
（4）議事の経過の概要及び議決の結果
（5）議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章　資産及び会計

（資産の構成）
第40条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
（1）設立当初の財産目録に記載された資産
（2）入会金及び会費
（3）寄附金品
（4）財産から生じる収益
（5）事業に伴う収益
（6）その他の収益

（資産の区分）
第41条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

（財産の管理）
第42条　この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第43条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分等）
第44条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

（事業計画及び予算）
第45条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第46条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）
第47条　予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）
第48条　予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第49条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。
2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第50条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）
第51条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第52条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）
第53条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
（１）　総会の決議
（２）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（３）　正会員の欠亡
（４）　合併
（５）　破産手続開始の決定
（６）　所轄庁による設立の認証の取消し
2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
4　この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

（残余財産の処分）
第54条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く）したときに残存する財産は、伊勢崎市に譲渡するものとする。

（合併）
第55条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

（公告の方法）
第 56 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第９章　雑則

（細則）
第 57 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の設立の日（以下、「設立日」という）から施行する。

2　この法人の設立当初の年会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
（１）正会員　　（個人）　　年会費　5,000 円
（２）賛助会員　　（個人　一口以上）　　3,000 円
（団体　一口以上）　　5,000 円

3　この法人の設立当初の役員は、第 14 条第１項及び第２項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第 16 条第１項の規定にかかわらず、設立の日から平成３２年１１月３０日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5　この法人の設立初年度の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、設立の日から平成３１年８月３１日までとする。

別　表

役職名	氏　　名	備　考
理事	武淵　瑠太	理事長
〃	飯島　高之	副理事長
〃	片山　卓也	副理事長
〃	井上　雄治	副理事長
〃	金子　勲	
	奈良　達也	
監事	古山　菜摘	

附則

1　令和６年３月３日一部変更(第50条関係)

2　令和５年９月１日から始まる事業年度は、第50条の規定にかかわらず、令和６年３月３１日までとする。

3　令和８年〇月〇日一部変更(第３条、第５条、第41条、第44条)

（様式例８）

令和８年度事業計画書

（特定非営利活動法人の名称）

特定非営利活動法人 Lion networks

１　事業実施の方針

当法人は、地域の子どもたちの健全育成及びスポーツ活動の振興を図るため、前年度に引き続き、健全育成事業及びサッカー事業を実施する。

健全育成事業では、児童クラブの運営や子どもを対象とした体験活動・交流活動等を実施し、子どもたちが地域社会との関わりを持ちながら、健やかに成長できる機会を提供する。

サッカー事業では、社会人女子サッカーチームの運営、幼児・小学生を対象としたスポーツ・サッカースクール、地域の幼稚園・保育所・児童館を対象とした巡回教室、サッカー合宿、各種年代サッカー大会・交流活動等を実施する。特に昨年から行っている国際交流イベントを充実させていくことで、スポーツを通じた国際交流、多文化理解への理解を深める機会を増やしていく。

また、新たに令和８年12月よりその他の事業として、障がい者や外国人等の就労機会の創出・雇用促進を目的としたリネンサプライおよびコインランドリー事業を開始する。

開業当初は業務経験を有するもの等を中心に運営体制を整え、障がいがある方や外国人の雇用機会の拡大につなげていくための段階的な準備として、品質、納期、安全、接客及び衛生管理を確立し、受注量と作業量の安定、工程の標準化及び指導体制の整備などを進めていく。

２　事業の実施に関する事項

(1)　特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
健全育成事業	放課後児童クラブ運営	通年	伊勢崎市内	10人	地域の児童（40人）
	自然体験イベント	夏休み等	群馬県および近隣地域	7人	地域の児童（90人）
	地域交流・季節行事等（餅つき、肝試し、収穫体験　等）	随時	伊勢崎市内および近隣地域	20人	地域住民（450人）
スポーツ事業	社会人女子サッカーチーム運営	通年	群馬県および近隣地域	10人	女子選手（18人）
	幼児・小学生対象スポーツ・サッカースクール	通年	伊勢崎市内体育施設	5人	幼児・小学生（30人）
	サッカー教室・巡回教室	随時	幼稚園・保育所・児童館等	5人	幼児・小学生（600人）
	国際交流サッカーフェスティバル	夏休み等	伊勢崎市内体育施設	12人	小・中・高生（750人）
	その他スポーツ・交流事業（テニスクラブ等）	随時	伊勢崎市内体育施設	4人	地域住民･こども（10人）

(2)　その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数
リネンサプライおよびクリーニング・コインランドリー事業	障がい者や外国人等の就労機会の創出・雇用促進を目的としたリネンサプライおよびクリーニング・コインランドリー事業とそれに付帯する全ての事業	通年	伊勢崎市徐ヶ町	5人

3　会議の実施に関する事項

（1）臨時総会　令和8年10月7日（水）18：00～19：00　会場：伊勢崎市西久保町3-445-10
　　通常総会　令和9年3月頃予定　※具体的な日時・会場は別途決定

（2）理事会　　令和8年10月7日（水）17：00～18：00　会場：伊勢崎市西久保町3-445-10
　　令和9年3月頃予定　※具体的な日時・会場は別途決定

（備考）

1　設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。

2　「2　事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。

3　「2(1)特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。

4　「2(1)特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。

5　「2(2)その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあっては記載を要しない。

（様式例８）

令和９年度事業計画書

（特定非営利活動法人の名称）
特定非営利活動法人 Lion networks

１　事業実施の方針

当法人は、地域の子どもたちの健全育成及びスポーツ活動の振興を図るため、これまでの活動を継続するとともに、地域との交流や体験機会の充実をしていくことで、より多くの子ども達が参加できる事業の展開に努める。

また、リネンサプライ、クリーニング及びコインランドリー事業は２年目を迎えることから、事業の安定と運営体制の充実を進め、障がい者や外国人等の就労機会の創出、就労支援につながる取り組みを具体化していく。

これらの事業を通じて、地域の子ども達の健全育成とスポーツの発展、雇用・就労支援を通じた地域社会への貢献を目指す

２　事業の実施に関する事項

（1）　特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
健全育成事業	放課後児童クラブ運営	通年	伊勢崎市内	10人	地域の児童（40人）
	自然体験イベント	夏休み等	群馬県および近隣地域	7人	地域の児童（100人）
	地域交流・季節行事等（餅つき、肝試し、収穫体験　等）	随時	伊勢崎市内および近隣地域	20人	地域住民（450人）
スポーツ事業	社会人女子サッカーチーム運営	通年	群馬県および近隣地域	10人	女子選手（18人）
	幼児・小学生対象スポーツ・サッカースクール	通年	伊勢崎市内体育施設	5人	幼児・小学生（30人）
	サッカー教室・巡回教室	随時	幼稚園・保育所・児童館等	5人	幼児・小学生（600人）
	国際交流サッカーフェスティバル	夏休み等	伊勢崎市内体育施設	12人	小・中・高生（750人）
	その他スポーツ・交流事業（テニスクラブ等）	随時	伊勢崎市内体育施設	4人	地域住民・こども　(15人)

(2)　その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数
リネンサプライおよびクリーニング・コインランドリー事業	障がい者や外国人等の就労機会の創出・雇用促進を目的としたリネンサプライおよびクリーニング・コインランドリー事業とそれに付帯する全ての事業	通年	伊勢崎市徐ヶ町	7人

3　会議の実施に関する事項

（1）通常総会　令和10年3月頃予定　※具体的な日時・会場は別途決定

（2）理事会　　令和10年3月頃予定　※具体的な日時・会場は別途決定

(備考)

1　設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。

2　「2　事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。

3　「2(1)特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。

4　「2(1)特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。

5　「2(2)その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあっては記載を要しない。

令和8年度　活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人Lion networks

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
Ⅰ 経常収益			
1.受取寄附金			
受取寄附金	450,000		
2.受取助成金等			
受取助成金	22,000,000		
3.事業収益			
スポーツ事業収益	19,800,000		
健全育成事業収益	3,000,000		
障がい者や外国人等の就労機会の創出・雇用促進を目的としたリネンサプライおよびコインランドリー事業		5,520,000	
4 その他収益			
受取利息	5,000		
受取配当金	1,000		
雑収益	500,000		
経常収益計	45,756,000	5,520,000	51,276,000
Ⅱ 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	14,800,000		
役員報酬	1,200,000		
雑給	50,000		
賞与	500,000		
法定福利費	2,220,000		
福利厚生費	150,000		
人件費計	18,920,000	0	18,920,000
(2) その他経費			
外注費	100,000	140,000	
広告宣伝費	185,000		
接待交際費	850,000		
会議費	275,000		
旅費交通費	4,500,000		
通信費	800,000		
消耗品費	3,000,000	500,000	
修繕費	1,650,000		
水道光熱費	1,360,000	660,000	
新聞図書費	6,000		
諸会費	44,000		
支払手数料	480,000	380,000	
車両費	180,000		
地代家賃	4,620,000	790,000	
賃借料	390,000	1,050,000	
保険料	230,000		
租税公課	5,500		
支払報酬料	960,000		
減価償却費	500,000	800,000	
登録費	80,000		
業務委託費	4,800,000		
研修費	150,000		
支払利息	550,000		
その他経費計	25,715,500	4,320,000	30,035,500
事業費計	44,635,500	4,320,000	48,955,500
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
その他の経費計	0	0	0
管理費計	0	0	0
経常費用計	44,635,500	4,320,000	48,955,500
当期経常増減額	1,120,500	1,200,000	2,320,500
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
経理区分振替額	1,200,000	-1,200,000	0
当期正味財産増減額	2,320,500	0	2,320,500
前期繰越正味財産額			-2,072,463
次期繰越正味財産額			248,037

令和9年度　活動予算書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人Lion networks

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
Ⅰ 経常収益			
1.受取寄附金			
受取寄附金	450,000		
2.受取助成金等			
受取助成金	22,000,000		
3.事業収益			
スポーツ事業収益	19,800,000		
健全育成事業収益	3,000,000		
障がい者や外国人等の就労機会の創出・雇用促進を目的としたリネンサプライおよびコインランドリー事業		20,800,000	
4 その他収益			
受取利息	5,000		
受取配当金	1,000		
雑収益	500,000		
経常収益計	45,756,000	20,800,000	66,556,000
Ⅱ 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	14,800,000	3,600,000	
役員報酬	1,200,000		
雑給	50,000		
賞与	500,000		
法定福利費	2,220,000	540,000	
福利厚生費	150,000		
人件費計	18,920,000	4,140,000	23,060,000
(2) その他経費			
外注費	100,000	462,000	
広告宣伝費	185,000		
接待交際費	850,000		
会議費	275,000		
旅費交通費	4,500,000		
通信費	800,000		
消耗品費	3,000,000	2,050,000	
修繕費	1,650,000		
水道光熱費	1,360,000	2,740,000	
新聞図書費	6,000		
諸会費	44,000		
支払手数料	480,000	1,600,000	
車両費	180,000		
地代家賃	4,620,000	2,380,000	
賃借料	390,000	3,150,000	
保険料	230,000		
租税公課	5,500	765,000	
支払報酬料	960,000		
減価償却費	500,000	2,300,000	
登録費	80,000		
業務委託費	4,800,000		
研修費	150,000		
支払利息	550,000		
その他経費計	25,715,500	15,447,000	41,162,500
事業費計	44,635,500	19,587,000	64,222,500
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
その他の経費計	0	0	0
管理費計	0	0	0
経常費用計	44,635,500	19,587,000	64,222,500
当期経常増減額	1,120,500	1,213,000	2,333,500
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
法人税、住民税及び事業税	0	360,000	360,000
経理区分振替額	1,213,000	-1,213,000	0
当期正味財産増減額	2,333,500	0	1,973,500
前期繰越正味財産額			248,037
次期繰越正味財産額			2,221,537